

環境施設とは

次に掲げる施設の用に供する区画された土地で、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの

- 噴水、水流、池、その他の修景施設
- 屋外運動場
- 広場
- 屋内運動場
- 教養文化施設
- 雨水浸透施設

※ 駐車場は原則、環境施設にはなりません。

環境施設(緑地含む)の配置

環境施設(緑地含む)のうち、その面積の敷地面積に対する割合が15%以上を敷地の周辺部に配置する。

※敷地の周辺部(イメージ図)

敷地の境界線から対面する境界線までの距離1/5程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分をいう。

